

～訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う表示～

【訪問看護医療 DX 情報活用に伴うウェブサイト掲示について】

令和 6 年診療報酬改定に伴い、当事業所は看護師等がオンライン資格認定により、ご利用者の診療情報や薬事情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 1 3 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護事業所の見やすい場所に掲示していること。
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

以上のことにより、医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力を賜われますよう、お願いを申し上げます。

一般社団法人 もりおか架け橋の会
訪問看護 架け橋
管理者 竹原 亜沙美